山都消防署庁舎建設工事安全祈願祭が行われました

1月30日、山都消防署庁舎建設工事安全祈願祭が旧御岳グラウンド（建設地）で行われました。

祭典には、上益城消防組合管理者である藤木御船町長をはじめ、関係者が一同に介し、男成神社を斎主に厳かな雰囲気の中、工事の安全を祈願しました。

【工事の概要】

建設地	山都町野尻地内
構造物	庁舎（RC造・一部鉄骨造平屋建）訓練棟（RC造3階建）
工期	令和7年11月17日～令和9年2月28日
請負業者	（株）宇都宮建設

まちからのお知らせ

山都消防署建設および蘇陽出張所改修についてのお知らせとお願い

●山都消防署庁舎建設について

山都消防署庁舎建設工事に伴い、建設現場付近（図Aおよび図B）の交通量の増加が予想されます。

また、建設工事の関係車両は野尻交差点から出入りしますので、当該地内を通行する場合は、十分気を付けてください。

【お願い】

図A部分を工事車両が利用します。A部分は、道幅が狭いため、交通に支障をきたす恐れがあります。可能な限り、一般車両は図B部分から地区内に出入りしてください。

（建設地付近図・山都町野尻地区）

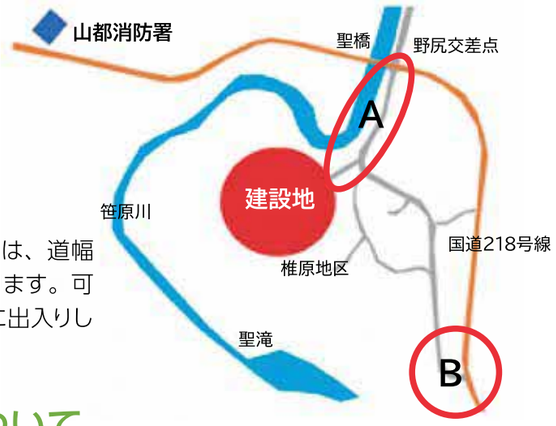

●山都消防署蘇陽出張所改修について

山都消防署蘇陽出張所の改修に伴い、次の期間、山都町役場蘇陽支所内において業務が行われます。御用のある方は、山都町役場蘇陽支所までお越しください。119番通報は、これまでどおり対応されます。

期間　令和8年2月25日～令和8年8月31日

問合　総務課　☎72－1111

まちからのお知らせ

障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて

障害者差別解消法とは?合理的配慮ってなに?

障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指して、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を掲げています。

特に、令和6年4月1日「改正障害者差別解消法」が施行されたことにより、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されたことは、近年よく耳にすることと思います。

※事業者とは、商店や企業のほか、個人事業主やボランティア活動をする団体なども含みます。

合理的配慮の提供とは?

行政機関などや事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を求められた時、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出

↓

建設的対話

申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者などが話し合って、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

【対応の例】筆談、読み上げ、代筆、介助、席の配慮　など

↓

合理的配慮の提供

県の出前講座もご活用ください

「障害者差別解消法」の概要や、どんなことが差別にあたるのか、などわかりやすくご説明します。

電話：096-333-2236 または096-333-2244（熊本県障がい者支援課内）

※熊本県HPもご確認ください。「熊本県　障害者差別解消法」で検索
または右の二次元コードをご利用ください。

知っていますか?障害者虐待防止法

障害者虐待防止法では、障がいのある人の尊厳をおとしめる虐待を未然に防ぎ、権利を守ることや、虐待に気づいた者の通報義務などについて定めています。

虐待は特別なことではなく、介護疲れやストレスから、意図せず起きてしまうこともあります。法は罰するためだけではなく、家族などの養護者を支援することも目的としています。

虐待の５つの類型

■身体的虐待	たたく、蹴る、部屋に閉じ込める
■放棄・放置（ネグレクト）	食事を与えない、不潔なままにする
■心理的虐待	どなる、バカにする、無視をする
■性的虐待	わいせつな行為を強いる、裸にする
■経済的虐待	本人の年金を勝手に使う、お小遣いを渡さない

「もしや?」と思ったら、ご相談を

虐待に気づいた方は、速やかに虐待防止センターにご相談ください。

通報・相談者の秘密は法律で守られます。匿名でのご相談も可能です。

令和８年４月１日から　相談先（虐待防止センター）が変わります。

障がい者虐待に関するご相談は、下記までお願いします。

山都町障がい者虐待防止センター（山都町役場　福祉課内）

【住所】〒861－3592　山都町浜町6番地

【電話】0967－72－1229

（夜間・休日は宿直窓口へ繋がります。「障がい者虐待の相談」とお伝えください。）